平成３０年８月３１日

# タイ向け日本産かんきつ類の生果実に係る輸出検疫条件の概要

タイ向けに日本産かんきつ類の生果実を輸出する場合には、指定生産地域内にある登録生産園地でのミカンバエのモニタリング調査及びSweet Orange Scab(SOS) の発生状況調査並びに登録選果こん包施設での選果、殺菌処理及びこん包の実施とともに、日タイ合同輸出検査を受けなければならない。

## １　対象植物

うんしゅうみかん、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか及び天草の生果実

## ２　主な検疫対象病害虫

・ミカンバエ
・Sweet Orange Scab(SOS)

## ３　主な検疫条件

### （１）生産地域の指定

生産地域は、３年間以上のトラップ調査等でミカンバエの発生がないことを確認の上、タイ側の視察を受け、認可を受ける。

また、指定生産地域内の生産園地は、植物防疫所に事前に登録する。

※現在の指定生産地域

（静岡県藤枝市、三重県熊野市、御浜町、紀宝町及び福岡県八女市の一部の地域）

### （２）登録生産園地での調査

① ミカンバエ

４月１日から１０月３１日まで、登録生産園地及びその隣接地域において、モニタリング調査（トラップ調査及び生果実調査）で、ミカンバエの発生がないことを確認する。

② SOS

６月から７月の間に全ての登録生産園地において、発生状況調査（目視等）でSOSの発生がないことを確認する。

### （３）登録選果こん包施設での選果、殺菌処理及びこん包

植物防疫所から登録を受けた選果こん包施設において、選果、殺菌処理及びこん包を行う。

なお、こん包は、原則として開口部のない未使用の容器を使用し、こん包には、

日本産、輸出企業名、果実名等を表示する。

（４）日タイ合同輸出検査の実施

日タイ両国の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給される。

なお、検査に先立ち、SOS に対する措置として、選果時に選別した果実の病徴の確認、殺菌剤及び防かび剤による薬剤処理を行う。

（５）輸出可能期間

輸出可能期間は１１月１日から３月３１日まで。